

自転車安全利用指針

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



幅広い世代に伝わりやすいように、イラストを多く盛り込んだ「自転車のルールブック」を作成しました。神奈川県暮らし安全交通課のホームページから自由にダウンロードできますので、交通安全啓発活動においてご活用ください。

(対応言語：日本語・英語・中国語・ベトナム語)

自転車ルールブックはこちら



神奈川県交通安全対策協議会事務局
神奈川県 暮らし安全防災局 暮らし安全部 暮らし安全交通課
電話番号 045-210-1111(代)

～県内の交通事故統計などを更新しています～
神奈川県暮らし安全交通課公式ホームページ



～交通・防犯のタイムリーな情報を発信しています～
神奈川県暮らし安全交通課公式X (旧 Twitter)



自転車安全利用五則

自転車も のれば車のなかまいり

大人もヘルメットを
忘れずに!



- 1 車道が広い、左側を進行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と
一時停止を守って、
安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



\\ 九都県市一斉 \\

自転車マナーアップ強化月間

2024年

5.1 水 **31** 金

自転車に乗る前に、自転車の点検整備をしましょう!

自転車保険等への加入も忘れずに!

神奈川県交通安全対策協議会 九都県市一斉実施